

栃木県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成26年7月24日付け栃監査第46号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月4日

栃木県監査委員 金 井 弘 行
同 石 崎 均
栃議第165号
平成26年9月24日

栃木県監査委員 金 井 弘 行 様
同 石 崎 均 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求監査結果に基づく措置について

平成26年7月24日付け栃監査第46号で通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

1 勧告の内容

平成24年度政務調査費における、みんなのクラブに対する返還所要額144,226円、民主党・無所属クラブに対する返還所要額1,930円、公明党栃木県議会議員会に対する返還所要額950円及び元気クラブに対する返還所要額15,650円について、栃木県政務調査費の交付に関する条例第11条に基づき返還請求を行うこと。

2 措置の結果

(1) 平成26年8月1日付け栃議第128号により栃木県議会議長からみんなのクラブ代表名の平成24年度政務調査費収支報告書等修正届(写)が送付された。

当該修正届(写)に基づき発生した、監査における返還所要額144,226円と同党派が自主返還することとした36,998円を合わせた残余金181,224円について、平成26年8月7日付け栃議第136号によりみんなのクラブ代表に対し返還を求めたところ、平成26年8月19日に同額が返還された。

(2) 平成26年8月19日付け栃議第144号により栃木県議会議長から民主党・無所属クラブ代表名の平成24年度政務調査費収支報告書等修正届(写)が送付された。

当該修正届(写)に基づき発生した残余金1,930円について、平成26年8月22日付け栃議第147号により民主党・無所属クラブ代表に対し返還を求めたところ、平成26年8月25日に同額が返還された。

(3) 平成26年8月19日付け栃議第145号により栃木県議会議長から公明党栃木県議会議員会会長名の平成24年度政務調査費収支報告書等修正届(写)が送付された。

当該修正届(写)に基づき発生した残余金950円について、平成26年8月22日付け栃議第148号により公明党栃木県議会議員会会長に対し返還を求めたところ、平成26年8月25日に同額が返還された。

(4) 平成26年8月28日付け栃議第153号により栃木県議会議長から元気クラブ代表名の平成24年度政務調査費収支報告書等修正届(写)が送付された。

当該修正届(写)に基づき発生した残余金15,650円について、平成26年9月1日付け栃議第156号により元気クラブ代表に対し返還を求めたところ、平成26年9月5日に同額が返還された。